

三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金 よくある質問と回答

令和3年3月17日版

【共通】

Q1 支援金を申請するためには、例えば休業、営業時間短縮など、何かしなければならぬのか。

A 休業も営業時間短縮も必要ありません。

この支援金は、新型コロナウイルス感染症拡大の第3波の影響で、令和2年12月以降の売上減少が大きく、特に状況が厳しくなった飲食店等を支援することを目的とするものです。

このため、支援金の支給後も引き続き県内で事業を継続していただくことは、お願いしています。

Q2 大企業は対象とならないのか。いわゆる「みなし大企業」はどうか。

A 今回の支援金は、経営基盤が弱い中小企業・小規模企業の倒産・廃業を回避するための支援であることから、大企業は対象外です。

また、規模としては中小企業の定義に当てはまるものの、実態として親会社である大企業から一定の割合で出資を受けているなど、大企業の影響下にある、いわゆる「みなし大企業」は、売上減をはじめとする要件を満たすのであれば、対象となります。

Q3 本社が県外にある事業者でも対象となるか。

A 飲食店（店舗）、取引事業者、タクシー・運転代行業とも、本社が県外にあっても対象となります。

飲食店は、県内にある店舗のみが対象となります。

取引事業者とタクシー・運転代行業は、県内に事業所（支店や営業所など）があることが要件となります。

いずれの場合も、売上減をはじめとする要件をすべて満たす必要があります。

Q 4 「令和2年11月30日以前から」事業を営んでいることが要件となっているのはなぜか。

A 今回の支援金は、飲食店等が、新型コロナウイルス感染症拡大の第3波の影響で特に厳しくなった、令和2年12月以降の売上減少で判断し、支援するものです。
このため、その前の月である令和2年11月までに事業を営んでいることを要件としています。

Q 5 売上の比較対象となる「前年同月」が存在しない新規創業者は対象となるか。

A 新規創業者も対象となり得ます。
例えば令和2年3月に創業した場合、「創業から令和2年11月までの売上の月平均」と、「令和2年12月、令和3年1月、令和3年2月のいずれかの月の売上」とを比較し、50%減少していれば、売上減の要件については満たすこととなります。
そのうえで、その他の要件もすべて満たすのであれば、対象となります。

Q 6 県内で飲食店（店舗）を営みながら、県内の他の飲食店（店舗）に商品を継続的に納品している。この場合、「飲食店」と「飲食店取引事業者」の両方で申請できるか。

（例：ケーキ屋を営みながら、レストランにケーキを納品している場合など）

A 「飲食店」か「飲食店取引事業者」のどちらかを選択して、申請してください。

3月10日追加

Q 7 確定申告書の收受印がない場合、どうすればいいか。

A 税務署で「納税証明書」の交付を受けてください。
税務署で交付請求する際には、「証明書の種類」は「その2」を、「証明を受けようとする事項」は「事業所得金額の証明」を、それぞれチェック（）してください。
そのうえで、「(事業所得金額の証明を受けた)納税証明書(その2)」と「(收受印がない)確定申告書の写し」の両方をご提出ください。

3月10日追加

Q 8 売上を確認する書類として「売上台帳等」の写しの提出を求められているが、「月別売上（収入）金額」が記載された青色申告決算書でもよいか。

A 要項では、「〇年〇月分」「その月の合計売上額」「その内訳（日ごとの売上額）」が明示された台帳等の写しの提出を求めています。

これに対し、個人事業主の青色申告決算書では、「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄に、当該事業者全体の月別の売上は記載されているものの、「日ごとの売上額」は確認できません。

しかしながら、申告時に税務署において、日ごとの売上額を確認したうえで各月の売上額を記載していることは明らかです。

したがって、個人事業主で、「売上台帳等の当該月の金額」と「青色申告書の当該月の売上（収入）金額」と「申請書に記入した当該月の売上額」が同額になる場合は、売上台帳等に代えて青色申告決算書をご提出いただいても構いませんが、その場合「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄を含んだ写しを提出してください。

3月12日追加

Q 9 国（経済産業省 中小企業庁）の「一時支援金」や「三重県時短要請協力金」と重複して申請できるか。

A この三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金では、他の協力金や給付金等との重複申請に制限はありません。

本支援金は、例えば、「三重県時短要請協力金」や「三重県新型コロナ克服生産性向上・業態転換支援補助金」とは、重複して申請いただけます。

一方、他の協力金や給付金等の制度上、重複申請に制限があるかについては、それぞれの制度をご確認ください。国の「一時支援金」との重複申請が可能かどうかは、国の制度をご確認いただくか、国にお問い合わせください。

なお、本支援金は、「地方公共団体から時短営業の要請を受けた協力金」には当たりません。また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における協力要請推進枠」を活用していません。

【飲食店】

Q10 本社が県内にある場合、県外にある飲食店（店舗）も対象となるか。

A 県外にある店舗は対象外です。

Q11 飲食店について、前年同月と比較する売上は、どの範囲で判断するのか。

A 県内の飲食店（店舗）ごとの売上で判断します。

売上を比較する月は、店舗ごとに異なっていても構いません。（例：四日市店は12月の売上で比較し、鈴鹿店は1月の売上で比較する、など）

3月12日追加

Q12 ホテル、旅館について、宿泊客以外の利用者が常時利用可能な飲食サービスを提供していることを「対外的に公表している」とは、具体的にどういうことをいうのか。

A 単に店舗の出入口に貼紙で掲示している、地元において口コミで知られている、といったものではなく、例えば、ホームページに掲載している、タウン誌で宣伝掲載している、広告・チラシを配布している、などであれば、対外的に公表していることが明らかだと考えられます。

Q13 民泊や飲食物を作る体験教室は対象となるか。

A 民泊や自分が飲食する物を自身で作るところは、飲食店とは認められませんので、対象外です。

Q14 ケーキ屋、パン屋等で、販売店舗内に飲食専用のスペースがあるが、対象となるか。

A テイクアウトの商品（消費税率8%）とは別に、店内の専用スペースで飲食物を提供している（消費税率10%）場合は、その部分のみを飲食店と見なし、対象となります。

その場合、売上減をはじめとする要件については、店内飲食サービス部分で判断しますので、該当する台帳等をご提出いただくこととなります。

Q15 ショッピングモール内のフードコートは、対象となるか。

A テイクアウトの商品（消費税率8%）とは別に、屋内の専用スペースで飲食物を提供している（消費税率10%）場合は、その部分のみを飲食店と見なし、対象となります。（屋外フードコートは対象外）

その場合、売上減をはじめとする要件については、専用スペースでの飲食サービス部分で判断しますので、該当する台帳等をご提出いただくこととなります。

3月17日追加

Q16 飲食店要項p6別紙3「申請に必要な書類」で、「5 営業する上で必要な許可証や届出等の写し」の例として「深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出」とあるが、手元に、この届出のコピーを残していない。どうすればいいか。

A 「深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出」は、お手元にコピーを残している場合、それをご提出ください。

届出はしたものの、お手元にコピーを残していない場合は、ご提出いただかなくても結構です。

【飲食店取引事業者】

Q17 飲食店取引事業者について、前年同月と比較する売上は、どの範囲で判断するのか。県内の売上のみで判断するのか。

A 県内外分を問わず、また、県内飲食店（店舗）と取引している事業以外の事業も含めた、事業者全体の売上で判断します。

Q18 県内飲食店（店舗）の商品の配達専門の事業者であるが、対象となるか。

A テイクアウトの商品の宅配のみを行っている場合は、対象外です。

Q19 飲食店取引事業者であるが、第1号様式別紙「取引先飲食店の情報」について、取引先の記載欄が3店舗分あるが、1店舗としか取引がない。2つは空欄のままでもいいか。

A 1店舗分だけのご記入で構いません。
2店舗、3店舗と取引がある場合は、ご記入ください。

3月12日追加

Q20 飲食店取引事業者であるが、第1号様式別紙「取引先飲食店の情報」について、取引先の記載欄が3店舗分しかないが、もっと多くの店舗と取引している。この用紙をコピーして、すべての取引先について記入しなければならないか。

A 主な取引先3店舗についてのみご記入いただければ結構です。
これに合わせ、「三重県内の飲食店との直接取引が確認できる書類の写し」（納品書、領収書 等）についても、ご記入いただいた3店舗分に係るものをご提出ください。

【タクシー事業者、自動車運転代行業者】

Q21 タクシー・運転代行について、前年同月と比較する売上は、どの範囲で判断するのか。県内の売上のみで判断するのか。

A 県内外分を問わず、また、タクシー・運転代行以外の事業も含めた、事業者全体の売上で判断します。

Q22 個人タクシーは対象となるか。

A 売上減をはじめとする要件を満たすのであれば、対象となります。